



# WAVE事務所便り

連絡先：〒501-3232  
関市桜本町 2-32-4 エレガンスみやもと 302  
電話：0575-24-3757 FAX：0575-24-3757  
e-mail：hata50911@gmail.com

## 「マイナ免許証」がはじまります

### ◆マイナンバーカードと運転免許証が一体化

2025年3月24日から、マイナンバーカードと運転免許証および運転経歴証明書の一体化が開始されます。

一体化の手続きができる施設は、一体化のみを行うのか免許更新と併せて行うかなどにより異なります。予約方法も手続き内容により異なりますので、警視庁ホームページなどで確認しましょう。

### ◆一体化後の保有形態

運転免許証のみを保有、今の運転免許証を返納してマイナ免許証のみを保有、マイナ免許証と運転免許証の2枚を保有、のいずれも可能です。

ただしマイナ免許証のみの場合は、国外運転免許証を申請する際に、渡航先の国により従来の運転免許証が必要になる場合があります。

### ◆マイナ免許証のメリット

マイナ免許証を保有している人が必要な手続きを行

うと、更新の際に受講する講習をオンラインで受講でき、更新にかかる時間も短縮されます。

更新手数料は、運転免許証のみは2,850円、マイナ免許証のみは2,100円、2枚所持は2,950円です。講習手数料は、会場受講の場合、優良500円、一般800円に対し、オンライン受講は200円です。

また、マイナ免許証のみを保有している人が必要な手続きを行うと、本籍・住所・氏名および生年月日に変更が生じた場合でも、警察への届出は不要となります。

### ◆注意事項

マイナンバーカードの有効期限は、18歳以上は10年、18歳未満は5年とされていますが、マイナ免許証の有効期間は異なります。この有効期間はマイナンバーカードの券面には表記されず、マイナポータル等で確認するため、失効に注意が必要です。

【警視庁「マイナンバーカードと運転免許証の一体化について」】

[https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/menkyo/oshirase/individual\\_number.html#cmsEAC08](https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/menkyo/oshirase/individual_number.html#cmsEAC08)

## 厚生労働省が「職務給の導入に向けた手引き」を公表しました

### ◆注目が集まる職務給

厚生労働省は「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」を、「リ・スキリングによる能力向上支援」、「成長分野への労働市場円滑化」と並び三位一体の労働市場改革の柱の1つとされています。

そのこともあり、近年、社員の役割や職務に基づいた給与である職務給に、企業や社員の注目が集まっています。職務給を導入している企業からも、職務給を支給されている社員からも、メリットを実感しているという声があがっています。

厚生労働省では今年2月、「職務給の導入に向けた手引き」を公表しました。

### ◆導入に向けた手引きの公表

この手引きでは、職務給を



「基本給における『役割・職務の重要度』に基づいて決定される部分」ととらえています。企業が職務給の導入を考えるにあたっては、具体的な導入手順や職務給の制度を知るだけでなく、職務給がどのような導入状況にあるのかを知る必要があるということで、手引きでは、以下の内容がまとめられています。

- 1 職務給を導入している企業の特徴
- 2 企業・社員が感じている職務給のメリット
- 3 企業による職務給を導入するにあたっての取組み・工夫
- 4 職務給の課題

興味はあるけれど制度変更はたいへんそうと躊躇している企業や、職務給制度導入を決めたけれど、実際何から始めたらよいかわからないといった企業もあることでしょう。ご検討の際は、弊所にご相談ください。

【職務給 導入促進に向けた周知・広報資料】  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syokumukyu.html>

## 4月の税務と労務の手続期限[提出先・納付先]

- 10日**
  - 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
  - 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 15日**
  - 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出 [市区町村]
- 30日**
  - 預金管理状況報告の提出 [労働基準監督署]
  - 労働者死傷病報告の提出 <休業4日未滿、1月～3月分> [労働基準監督署]
  - 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
  - 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
  - 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
  - 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
  - 公益法人等の法人住民税均等割の申告納付 [都道府

- 県・市町村]
- 固定資産税・都市計画税の納付 <第1期> [郵便局または銀行]
- ※都・市町村によっては異なる月の場合がある。
- ・土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間 (4月1日から20日または第1期目の納期限までのいずれか遅い日以降の日までの期間)

### ★当事務所よりひと言★

別紙チラシの通り、令和7年3月分(4月納付分)からの健康保険料率(引上げ)と介護保険料率(引下げ)が変更になりました。

また、令和7年度(令和7年4月1日より)の雇用保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに0.5/1000ずつ引き下げられます。

給料計算において注意が必要となります。

ご不明な点がございましたらいつでもご相談下さい。